

健康ひろば

みんな健康！
元気・いきいき寄居町！

ワンポイント
アドバイス

子宮頸がん予防
ワクチンについて知ろう！



子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス感染が原因となって発症することが明らかになっています。ヒトパピローマウイルスは、女性の多くが生涯に一度は感染するといわれている一般的なウイルスです。感染しても多くの場合、自然に排出されますが、感染が続くとごく一部ががん病変となり、さらにその一部が悪化してがんになります。特に近年、20～30歳代の若い女性で子宮頸がんになる方が増加しています。

子宮頸がん予防ワクチン

定期接種できる子宮頸がん予防ワクチンは、現在2種類あります。どちらのワクチンも子宮頸がん、および前がん病変の原因となるヒトパピローマウイルス感染の予防に効果があります。ワクチンの効果を得るためには、約6カ月の間に3回の接種が必要です。

定期接種の対象者

標準的な接種年齢は、中学1年生から高校1年生相当(16歳の誕生日を迎える年度の終わりまで)の女子です。

定期接種を受けるに当たって

保護者の方がお子さんの接種を希望する場合は、ワクチンの有効性や安全性、および起こりうる副反応等について医師から十分な説明を受け、同意書に署名したうえで接種を受けることができます。

子宮頸がん予防ワクチンについて詳しく知りたい方は、厚生労働省リーフレットをご覧ください。リーフレットでは、子宮頸がん予防ワクチンの有効性や安全性に関する情報等を詳しく説明しています。お子さんの接種を検討している方、希望する方は、必要書類をお渡ししますので、健康福祉課保健指導班(☎581・2121内線211・212)へお問い合わせください。



リーフレットは
コチラ



3月の保健事業

☎持ち物 ☎要事前予約 ☎健康福祉課(保健指導班) (☎581・2121内線211・212)
※新型コロナウイルス感染症等の影響で変更になる場合は町公式ホームページ等でお知らせします。
※感染症対策のため、受付の際に当日の体調確認を行いますので、必ず検温してからお越しください。また、終了後は速やかにお帰ください。

乳幼児健康診査

種別	日	場所	対象	受付時間
4、5カ月児健康診査	23日(火)	役場7階保健診室	令和2年10月生 令和2年11月生	通知でお知らせします。
10カ月児健康相談	9日(火)		令和2年 4月生 令和2年 5月生	
3歳児健康診査	18日(木)		平成29年9月生	

☎母子健康手帳、役場からの通知、3歳児は尿の入ったビニール袋、お子さんの歯ブラシ
※新型コロナウイルス感染症等の影響で変更になる場合は対象者にご連絡します。

こころの健康相談

日	時間	場所	対象
10日(水)	13:30～14:30	役場2階健康福祉課(保健指導班)	こころの健康について悩みをお持ちの方、その家族および関係者

ひよこ教室(離乳食教室)

日	時間	場所	対象・定員
17日(水)	9:30～11:30	保健福祉総合センター	3～5カ月児のお子さんとお保護者15組

☎母子健康手帳、筆記用具、バスタオル、おぶいひも(必要に応じてミルク)

パパママ学級

日	時間	場所	対象・定員
3日(水)	13:00～16:15	保健福祉総合センター	パパ・ママになる方(妊娠16週以降の安定期の方) 定員4組

☎母子健康手帳、バスタオル、筆記用具

健診結果相談会

日	受付時間	場所	対象
15日(月)	①13:30～13:45 ②14:30～14:45	保健福祉総合センター	今年度健診を受けた方で、健診結果相談会を利用していない方

☎マスク着用、健診結果通知、健康手帳(お持ちの方)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふるさと健康体操(生活習慣病予防軽運動教室)は当面、中止とします。再開については、町公式ホームページ等でお知らせします。

お知らせ

ご存じですか？
児童扶養手当と特別児童扶養手当

①児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。なお、本人や扶養義務者の所得により制限があります。

②特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。障害のある子どもとは、目安として、知的障害の場合は療育手帳のA、AまたはB、身体障害の場合は、おおむね身体障害者手帳1～3級と4級の一部です。この手当は、障害者手帳をお持ちでなくても受けられます。なお、本人や扶養義務者の所得により制限があります。

▶申請に必要なもの

年金手帳(①のみ)、特別児童扶養手当認定診断書(②のみ)、戸籍謄本、申請者の口座が分かるもの、マイナンバーが分かるもの、本人確認ができるもの等

☎子育て支援課(☎581・2121内線203・204)

お知らせ

受け付けを開始します！
令和3年度「就学援助」

町では、町立小・中学校にお子さんが通学していて、経済的に困りの世帯に対し、就学費用の一部を援助しています。就学援助を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

▶対象

- ①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯(児童手当ではありませんのでご注意ください)
- ②令和3年度または令和2年度の町民税が非課税の世帯
- ③保護者の収入が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▶内容/次の費用の一部(学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童・生徒学用品費、オンライン通信費)

▶申請方法/4月から援助を希望する場合は、3月31日(木)までに教育総務課、または各小・中学校へ申請用紙等(申請用紙は、提出場所に用意してあります)を提出してください。なお、4月1日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

☎教育総務課(☎581・2121内線512)

年金特報

年金についての情報を毎月お届け! 今月は「産前産後期間の免除制度」

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。すでに保険料納付免除、納付猶予、学生納付特例、法定免除が承認されている方でも、産前産後免除の申請ができます。産前産後免除が認められた期間は、保険料を全額納付した期間と同様、支給額に反映されます。

▶保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間)

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の分娩をいいます(死産、早産、流産および人工妊娠中絶を含む)。

▶対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

▶届出時期

出産予定日の6カ月前から

▶必要書類

本人確認ができるもの、年金手帳、印鑑
※出産前に申請する場合は、母子健康手帳または出産予定であることを明らかにする書類を提出してください。
※被保険者と子が別世帯の場合は、母子健康手帳または出産日および親子関係を明らかにする書類を提出してください。

▶留意事項

- 国民年金の任意加入者は対象外です。
- 付加保険料は、当該期間でも納付可能です。
- 保険料を前納している場合は、当該期間の保険料は還付されます(保険料の未納期間がない方が対象)。
- そのほかの免除制度の承認期間に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除終了後、あらためて届出を行う必要はありません。

▶届出先

町民課

☎熊谷年金事務所(☎522・5012)

☎町民課(☎581・2121内線111・112)

